

平成 27 年 7 月 3 日

ベトナム商工省との間で化学物質管理の強化に関する 新たな協力覚書に署名しました

本日、宮沢経済産業大臣がベトナム商工省ホアン大臣と会談し、「化学物質管理の強化に関するベトナム商工省と経済産業省間の協力に関する覚書（MOC）」に新たに署名しました。

本 MOC の締結は、2012 年 7 月 15 日に締結した MOC の成果を受けたものであり、日ベトナム間での一層の化学物質管理の協力が期待されます。

1. 背景

ベトナムにおいては、2007 年に成立した化学品法に基づき化学物質管理が実施されています。我が国としてその運用を支援するため、2012 年 7 月 15 日に、柳澤経済産業副大臣（当時）とグエン・ナム・ハイ商工省副大臣（当時）との間で初めて MOC（3 年間）を締結しました。当該 MOC に基づく協力の成果を踏まえ、今般、新たな MOC を締結することになりました。

2. 第 1 期 MOC（2012 年 7 月～2015 年 7 月）の協力成果

第 1 期 MOC においては、ベトナム商工省化学品庁とのワークショップや、専門家派遣、受入研修等により、化学物質管理に関するベトナムの人材育成等の技術協力を行いました。また、年 1 回の頻度で政策対話を開催し、協力成果の確認や今後の協力方針等について検討を行いました。

3. 新たな MOC による協力

今般締結した MOC は、第 1 期 MOC の成果を踏まえ、ベトナムにおける効率的な化学物質管理制度の構築をさらに支援することを目的としています。主な協力としては、本年 4 月に開始した JICA による技術協力によって、ベトナムの国家化学物質リストとデータベースの構築の支援を行う予定です。また、これらの成果の確認と今後の方針について、引き続き政策対話等を通じてベトナム側と検討していきます。これらの協力を通じて、ベトナムの化学物質管理制度の整備が更に進むことが期待されます。

（別添）化学物質管理の強化に関するベトナム商工省と経済産業省間の協力に関する覚書（英文、仮和訳）

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課長 山内

担当者：田村、諸橋、長谷

電 話：03-3501-1511（内線 3691～5）

03-3501-0080（直通）